

# 「宗教2世」問題を考える

— キリスト教教育の観点から —

Issues on the Problem of “Second-Generation Believers” regarding the Perspective of Christian Education

小見のぞみ\*

## 要約

本稿では、今日、多様な課題を提起する「宗教2世」問題の中で、キリスト教家庭教育に焦点を絞り、キリスト教界における「宗教2世」問題を検証する。

幼少期の宗教的虐待は、破壊的カルト以外のクリスチャンホームにおいても起こりうるものである。それらを「宗教的児童マルトリートメント（不適切な処遇）」Religious Child Maltreatmentとして位置づけ、キリスト教家庭に置き替えてその内容を分析する。

また、深刻な宗教的トラウマを子どもに負わせる家庭教育が、なぜ戦後もなされ続けるのかについて歴史的、神学的に考察し、キリスト教家庭教育の源流にある日本の日曜学校教育、米国のピューリタニズムや回心主義の教育がもつ特徴について述べると共に、その背景に日本社会の儒教的環境があることを推論する。

これらの検証を通して、子どもの尊厳と人権を尊重するキリスト教教育、ならびに今日の社会に即した宗教教育のあり方とはどのようなものであるかを展望する。

キーワード：宗教2世、宗教的児童マルトリートメント、心的外傷、儒教的環境

## 1. 課題の所在と設定

「宗教2世」とは、宗教社会学者の塚田穂高によれば、「特定の信仰・信念を持つ親・家族とその宗教的集団の元で、その教えの影響を受けて育った子ども世代」<sup>1)</sup>を広く表す言葉である。そもそも、キリスト教、イスラーム、仏教、ヒンドゥー教、ユダヤ教など世界宗教と呼ばれる宗教は、未信者への布教伝道も無論行いが、家族伝播を信仰継承の中核として、長い歴史を歩んできたといえる。自分の親や家族、または属する地域共同体の宗教の影響を受けて育つこと、つまり「宗教2世」となる人を代々生み出し、信者としていくことは、各宗教団体にとって信者確保と宗派維持に関わる重大事だということができる。そこで、宗教は、所属的な機能や性格を発揮して、信者の子どもや家族への働きかけ、すなわち家庭における布教と宗教教育を推進してきたのである。

日本でも、例えば檀家制度（寺請制度）—特定の寺院に家が所属し、檀家（門徒）としての責務を代々子孫が受け継ぐ—のように、宗教が有する「家の宗教」という側面は伝統宗教から新宗教に至るまで広く認知されている。家庭に「家の宗教」「親の宗教」がある場合、そこに生まれ育った子どもには、その宗教からの影響が良くも悪くも及ぶことは明らかである。そこで、既成の、そしてある程度長い年月を経てきた宗教団体の信者には、一定数の「宗教2世」が存在することになる。

猪瀬優理による札幌創価学会の調査によれば、2002年の段階で、信者の総数に占める「第二世代以降」の割合は51.5%であったという<sup>2)</sup>。これを受けて、塚田は「創価学会のような布教伝道が活発な（であった）教団においてもこの割合であることを考えると、現代日本の宗教団体の自覚的信者としてはかなり多くの割合がすでに『2世信者』（以降）であるといっても過言ではない」と述べている<sup>3)</sup>。

\* Nozomi KOMI 聖和短期大学 教授

1) 塚田穂高「小説・映画「星の子」が描く宗教・家族・学校」『上越教育大学研究紀要』第41巻第2号、2022年、p. 393。

2) 猪瀬優理『信仰はどのように継承されるか—創価学会にみる次世代育成』北海道大学出版会、2011年、p. 86。

3) 塚田（2022）、p. 404。

筆者をはじめとして、「宗教2世」はどこにでもいることになる。そこで、「宗教2世」という場合、それは、特定の宗教を信仰する家に生まれること自体を問題視しているのではないことをここで確認しておきたい。

しかしながら、近年「宗教2世」問題が語られる場合、そこで用いられる「宗教2世」には、様相を異にした事情があり、特に当事者が切迫した訴えを込めてこの語を用いるケースが多いことは看過できない。「宗教2世」として育つ子どもが、ごく当たり前に社会に存在するように、その中には当然、特定の宗教を持つ親、家庭で育つことに酷く生きづらさを感じ、あるいは宗教的虐待（スピリチュアルアブュース）や支配を受けて、その強制から離れようとする、また嫌悪や批判的思想、恐怖や情緒的傷（心的外傷：トラウマ）をもつ子どもがいるのである。

そこで、本稿では広義の「宗教2世」を踏まえた上で、「『宗教2世』問題」に範囲を限定してとりあげる<sup>4)</sup>。ここでの「宗教2世問題」とは、「親が特定の宗教を信奉しており、その宗教儀式や宗教活動の影響によって、子どもの養育、発育、成長に著しい障害が発生する問題」<sup>5)</sup>を指す。つまり、広義の「宗教2世」たちの中で、それが自身の成長過程で著しい困難となり、人生の障害となっている状況に限って考察の対象としたい。

しかしながら、このように焦点を絞ったところで、「宗教2世」問題は現在、多種多様な分野の課題をはらんだものとなっている。それは、2022年7月8日の安倍晋三元首相銃撃事件以降、容疑者の動機が母親の世界基督教統一神霊協会（現在の世界平和統一家庭連合、以下、旧統一協会）への入信と巨額の献金による家庭破綻にあったとされたことから、一気に被害者の経済的救済や、旧統一協会と政治家の癒着といった政治的な問題が注目されるようになった。しかし、この問題は遡ること10年、『ドアの向こうのカルトー9歳から35歳まで過ごしたエホバの証人の記録』（佐藤典雅、2013）といった自

伝小説や、『カルト村で生まれました。』（高田かや、2016）、『よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話』（いしいさや、2017）などの宗教2世漫画から表面化し、NHKの特集番組も放映され、SNSを媒介として当事者を中心に、すでにその問題意識が共有されている。

そうした「宗教2世」たちの告発に対して、「カルト宗教」や「マインド・コントロール」といった問題にも注目が集まり、併せてマスメディアでは、「毒親」（“toxic parents”の訳語）、「親ガチャ」（親は自分では選べないことを子どもの立場から表現する言葉）などとの関連でも取沙汰されるようになっていた。このように「宗教2世」問題は多岐にわたり、カルト化セクト化した宗教組織を信奉する親による子ども支配や虐待の問題から、親子関係や家庭問題、子どもの信教の自由等の権利擁護など、広範な議論が展開されている。これらに対する研究も社会学、宗教学、宗教心理学やメディア論など、さまざまな分野からなされ、「社会調査支援機構チカラボ」による大規模な実態把握調査も実施された<sup>6)</sup>。ここで特筆すべきは、問題の性質上、当事者研究の様相を色濃くもち、その展開によって研究が進んできていることである。

本稿では、これらの「宗教2世」問題が提起する深刻かつ多様な課題の中で教育学的な検討課題—それも筆者の専門とするキリスト教教育ならびに宗教教育の視点からの検討課題—に絞り、キリスト教家庭教育における問題の所在と対応の方向性を整理、概観していきたい。

## 2. キリスト教家庭教育における「宗教2世」問題

### 2-1 キリスト教界と「宗教2世」問題

キリスト教界における「宗教2世」問題を考察する上で、近年の関わりについて触れておく。キリスト教界では、1960年代に開始された旧統一協会による原理研究会<sup>7)</sup>への対応が継続的になされてきた

4) 宗教学者の島蘭進は、宗教2世の中には、さらに、そのことに被害や問題意識を感じている「当事者」と、それを抗うべき苦難とまでは意識していない「自覚者」の二層があるとみている。島蘭進「宗教2世問題の歴史的宗教文化的展望」横道誠編『みんなの宗教2世問題』晶文社、2023年、pp.182-184、参照。

5) 横道誠編『みんなの宗教2世問題』晶文社、2023年、p.3。

6) 宗教2世問題の経緯と研究動向は、荻上チキ編『宗教2世』太田出版、2022年11月発行と、前掲の横道誠編『みんなの宗教2世問題』（2023年2月発行）に詳しい。

7) 原理研究会は旧統一協会の創始者文鮮明が提唱する「統一原理」を研究する大学における学生サークルの連合体で、1970-80年代全国のキャンパスにおいて多くの学生入会者があり、キリスト教界ではその対策と救済活動に取り組むこととなった。

が、1995年の「オウム真理教事件」以降、それらは「カルト問題」として集約され<sup>8)</sup>、宗教カルトからの脱会、救出やマインド・コントロールからの回復に関わる活動が、キリスト教関係者によってもなされてきた。その延長線上に、旧統一協会、エホバの証人、ものみの塔、モルモン教などの「宗教2世」問題が含まれていると考えられる。

しかしながら、「宗教2世」問題は、一般的にカルトとみなされない、またはそれとは一線を画していると自認するメインラインチャーチといわれる伝統的な主要教派の教会にも（プロテスタント、カトリックを問わず）存在している<sup>9)</sup>。本稿では、特にこれまでとりあげられてこなかった、「破壊的宗教カルト」以外の「宗教2世」問題に焦点をあて、いわゆる「普通のクリスチャンホーム」でなされている宗教教育＝キリスト教家庭教育に注目する<sup>10)</sup>。

元首相襲撃事件に先立って発行された「現代の課題 1. 宗教2世」（『信徒の友』2022年4月号）<sup>11)</sup>において、筆者は、牧師家庭や厳格なクリスチャンホーム、「先生」と呼ばれる職業に就くキリスト者が親である家庭などで、幼少期から受けた宗教教育を重圧だと感じてきた人や、押しつけられた規律、生活の規制によって周囲の友だち関係や学校生活の付き合いに苦慮し、それを長年の恨みとする人たちが自身の周囲に少なからずいることを述べた。また筆者の当事者体験からも、宗教（神）という聖なる権威を持ち出して、一方的な支配（コントロール）や脅し、過度の期待、厳格な道徳・規範の遂行がなされることに言及し、「それは罪である」といった「裁き」が幼少期から繰り返して行われることがもたらす影響について語った。

この記事への反響は大きく、「わたしもそうだった」「同じような経験に苦しんできた（いる）」という共感の声を多く受けとることになった。このことは、「信徒の友」の読者層（メインラインチャーチの一般信徒）を考えると、「宗教2世」問題が破

壊的カルトに限った問題では決してないことを如実に物語っている。また、キリスト教保育の園で育った当事者からも、「神さまにごめんなさいをいうまで保育室に入れてもらえなかった」「神さまはどこにでもいて〇〇ちゃんを見ていると言われ、とても怖かった」などの証言を聞くことができ、家庭に代わる保育現場にも共通した問題をみることができる。

このように、キリスト教家庭教育・キリスト教保育としてなされている宗教教育の中には、明らかに当事者に苦痛や困難を負わせ、その後の人生に長く影響する「宗教2世」問題があるということが出来るが、この問題は幼少期の子どもが被害者であることから、その実相が語られ、分析されることがほとんどなされてこなかったと思われる。

## 2-2 「宗教的児童マルトリートメント」としての位置づけ

従来、宗教団体や信者家庭において被った「宗教的被害」は、「宗教的虐待」「信仰という名の虐待」「スピリチュアルアブユース（霊的虐待）」などと呼ばれてきた。しかし、特に家庭内で親から受けた傷を子どもが「虐待」と呼ぶことは、多くの場合<sup>11)</sup> 横断られてきた。なぜなら、ハーマンが指摘するように、「児童のほうが、成人よりもなおいっそう、虐待し無視する者への病的愛着を起しやすく、さらに児童は自分の幸福、自分の現実、自分の生命の犠牲をも厭わずこの愛着関係を失うまいとする」<sup>12)</sup> からである。

そこで、「虐待」と呼ぶことによって親からの被害が隠され、問題を見逃す危険をいくらかでも避けるため、また、その辛い事実を当事者が認知しやすくするために、本稿では、幼少期の宗教的虐待を「宗教的児童マルトリートメント（不適切な処遇）」Religious Child Maltreatment と表記したい。これは、横道が、海外最新研究動向として紹介したヘイ

8) 1997年には、東北学院大学教授で旧約聖書学者の浅見定雄が『なぜカルト宗教は生まれるのか』（日本基督教団出版局）を著している。

9) 伝統・新興宗教を問わず、破壊的カルトであるかという判断は、ラリックとマクラレン提唱の観点と健全な宗教団体との比較が参考となる。横道は、この観点を訳出しながら「自分がかつて所属していた宗教団体はつくづくカルト的だったと思い、成長後に所属したさまざまな教育・研究に関わる組織もしばしばカルト的だったと改めて感じ、冷や汗を流してしまった」と述べている。横道（2023）pp. 154-159。

10) 「『正統派』と呼ばれるところでも、カルト化することは普通にある」と題したあやめ氏（プロテスタント）の当事者証言が横道（2023）第1章に収められている。

11) 「信徒の友」は日本基督教団の信徒月刊雑誌であり、筆者がインタビューに答える形で記事が掲載された（『信徒の友』2022年4月号、pp. 52-55）。

12) ジュディス・L・ハーマン『心的外傷と回復』みすず書房、1999年、p. 150。

ムリック提唱の用語<sup>13)</sup>であり、「子どもの養育、発育、成長に著しい障害」をもたらす宗教教育を言い表すのにふさわしい言葉であると考えられる。

さて、横道は同書において、宗教的児童マルトリートメントの実際としてヘイムリックが挙げる9つの例を示しているが<sup>14)</sup>、その中から、キリスト教家庭教育における子どもへの不適切な処遇を端的に表すと考えられる5項目を取り出し、番号をつけて、クリスチャンホームに置き替えて考察する。

①「宗教的な文書や教義を伴った虐待的な肉体的懲罰を正当化すること」

これは、キリスト教に置き換えると、聖書に書いてあるという理由で体罰を伴うしつけを正当化すること、と読み直すことができるだろう。筆者は、さらに、「聖書の主張として、大人の暴力（肉体的、言語的、非言語的を含む）を正当化すること」としたい。聖書という書物を信仰と教育の中心に据えるキリスト教にとって、聖書をどのように教育に用いるかは検討すべき重大事であり、これを誤用、悪用して子どもへの暴力の正当化に使う言動は、宗教的児童マルトリートメントにあたるのである<sup>15)</sup>。

②「宗教的権威を利用して子どもたちを虐待し、彼らを沈黙させておくこと」

これは、「神さま」をもちだして子どもの行動を制限し自由を奪うこと、親への口答えや自由な発言を禁止して黙らせることを指している。「神の代弁者として振舞う親への服従を子どもに強いること」といえるだろう。この種の虐待は、子どもにとって絶対的優位にある親が、宗教的権威（神さま）によってさらに強められるため性質が悪い。これにより、親の力は「神がかり的」になり、親への絶対服従が要求されることになるのである。

③「怒れる神、罰する神、永遠の地獄墮ち、悪魔つきや悪霊つきといった宗教的観念で子どもたちを脅すこと」

これは、残念ながら、親によるしつけの中で日常

的にみられる「神を用いた脅しによって、子どもを怖がらせること」である。子どもは愛着の対象である親から怒られ、処罰されることをひどく怖がり怯えている。そこに、親が信奉する宗教の基準や権威までもが上乘せされ、「親が見ていなくても神さまはあなたの悪い行いをご存知だ」といった言葉がけがなされることによって、子どもの恐怖心は強まり、どこへ行っても絶対に逃れられない「怖い神さま」に監視されることになってしまうのである。

④「子どもたちに有罪を宣告し、彼らにうしろめたく恥ずかしいと感じさせること」

これは、「子どもたちを宗教的に断罪し（裁き）、自分を罪深い（ダメな）存在だと思わせること」である。親によって罪のレッテルを貼られた「悪い子」は、自分を矮小化し、自らの尊厳や誇り、肯定感の形成が容易でなくなる。キリスト教のように「罪」を神学的命題とする宗教において、罪意識や恥を繰り返し使って子どもを教育することは、決して行ってはならないマルトリートメントだと言える<sup>16)</sup>。

⑤「宗教的権威（中略）のために時間を割き、他方で子どもたちの安全を疎んじること」

この項目は、マインド・コントロールの手法のひとつである行動コントロールにあたるものと理解することができ、「教会活動などによって子どもの生活時間を圧迫・制限し、子どもの楽しみ（遊び）や安心安全を一方向的に邪魔すること」と捉えられる。日曜礼拝（聖日厳守）のために部活動への参加を禁止するなど、教会活動を最優先したスケジュールに子どもを巻き込むこと、話し合いなしに子どもの時間の使い方や娯楽、交際相手を宗教的理由で干渉・制限することなどは、不適切な処遇となる<sup>17)</sup>。

ここにあげたものは、まさに例示であるが、クリスチャンホームやキリスト教保育を行う園で、頻繁に見られる言動であるかもしれない。けれども、このような不適切な処遇が幼少期から繰り返し、しか

13) 横道は、ジャネット・ヘイムリック著（2011）*Breaking Their Will: Shedding Light on Religious Child Maltreatment*（『彼らの意志を打ち砕く—宗教的児童マルトリートメントに光を当てる』）からこの語を紹介し、「日本では知られていないため、広まってほしいと願う」と述べている。横道（2023）p.159、pp.173-174。

14) 横道（2023）pp.173-174。

15) S・ハッサン『マインド・コントロールからの救出』（教文館2007年、p.76）には、マインド・コントロールの手法として情報操作のために文書を「文脈を離れて意識する、誤引用する」ことが挙げられており、聖書の悪用に関するひとつの規準とすることができる。

16) ③と④は、感情をコントロールする手段としてハッサンがあげる「罪意識の過度な利用」「過剰なまでに恐怖心を利用する」に符号している。これらがマインド・コントロールの手法とされている点は注目に値する。ハッサン（2007）pp.77-78。

も子どもにとって逃げ場のない家庭において徹底してなされた場合、そこで育った「宗教2世」には、成長後におよぶ悪影響が予想されるのである。

### 2-3 クリスマンホームにおける心的外傷（宗教的トラウマ）

本節では、宗教的児童マルトリートメントが家庭内で続けられた場合、子どもに表れる障害や問題について、トラウマの観点から考察しておく。何らかの事象によってもたらされた精神的な痛手、目に見えない心の傷や闇をトラウマ（心的外傷・心の傷・情緒的傷）と呼び、そのトラウマの後遺症はPTSD（Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）として一般に認識されている。

ハーマンは『心的外傷と回復』の中で、このようなトラウマのうち要因が、災害など突発性のものではなく、繰り返して長期にわたってなされた（長期反復性外傷後の症候群である）場合を、他のPTSDと区別して「複雑性外傷後ストレス障害（複雑性PTSD）」と呼ぶべきであると提唱した<sup>18)</sup>。「宗教2世」が家庭内で宗教的被害に遭った場合、それは幼少期に継続し反復的につけられたトラウマとなることから、この複雑性PTSDとして分類できる。またこのような心的外傷を抱えたまま成人になるケースを、アダルト・チルドレン（Adult Children：以下ACとも表記）と呼ぶことができる。

アダルト・チルドレンとは、親との関係の中で情緒的な傷（＝トラウマ）を負いながら大人になった人たちを指す言葉であるが、斎藤学は、暴力的、性的虐待などが無い場合であっても、厳格すぎる親や、「秘密やルールでがんじがらめにされた家族」など、安全な場所として機能しない家族の中で育った人々を広く包含する概念だとする。斎藤によれば、ACとは「親との関係で何らかのトラウマを負ったと考えている成人」とも言い表せるのであ

る<sup>19)</sup>。

そこで基督教信仰をもつ親から家庭内で情緒的な傷を受けたと感じる「宗教2世」を、宗教（基督教）要因によるアダルト・チルドレンと呼ぶことが可能であり、ACの概念を用いることで状態を把握し、回復への道筋を模索することは大人がなすべき急務である。そもそも、子どもが生まれ育つ家庭内で宗教的トラウマを含む心の傷をつけられる問題は、ハーマンが述べる通り、生涯にわたる重大かつ深刻な問題をはらんでいる。

世界の中にいて安全であるという感覚、すなわち〈基本的信頼〉は人生の最初期において最初にケアをしてくれる人との関係の中でえられるものである。人生そのものと同時に発生するこの信頼感はライフサイクルの全体を通じてその人を支えつづける。それは関係と信仰とのあらゆるシステムの基礎を形づくる<sup>20)</sup>。

幼い子どもたちの心の傷は目に見えない、また、すぐにその問題が発症するわけではないため、「傷つけ」が起こっている最中にこれに気づくことは非常に難しい。しかし、人生最初のケアギバーが、宗教的なマルトリートメントによって、子どもの心にトラウマを刻むことは、子どもの自己形成と「関係と信仰とのあらゆるシステムの基礎」形成を阻害する行為なのである。

ACにおいて、筆者が当事者の感覚<sup>21)</sup>からとりわけ感じていることは、宗教的権威を借りるなどによって親の力と支配が極端に強い場合、子どもは自分の意思をもつこと、自由に表現することを奪われ、自分の尊厳を傷つけられてしまうという問題である。このような家庭では、子どもは自分の欲求や思いより親の意向や顔色をうかがい、それを常に優先させてしまう。その結果、子どもの自己が育た

17) ⑤について具体的にイメージしてもらうため当事者の事例をあげる。厳格なクリスマンホームに育った筆者の幼少期の生活は、一言でいうならば「神さま中心」に営まれ、「みことば」と呼ばれる聖書のことばが、あらゆることの指針とされた。毎朝数十分の家拝（家庭礼拝）を行ってからはじめて朝食をとることができ、日曜学校と聖日礼拝（長じては祈禱会）などの集会を休むことは原則許されず、いつか「神さまのご用」（礼拝での奏楽奉仕）に役立つということで、経済的に貧しい中でも姉妹そろってピアノを習っていた。マンガ、音楽、雑誌、テレビ番組などは、年齢によって制限され、10代になった姉が地元の神社の夏祭りに行きたいと言いつつ、父の許可がなかなかおきなかったことを覚えている。

18) ハーマン（1999）p.187。

19) 斎藤学『アダルト・チルドレンと家族』学陽書房、1996年、p.81。

20) ハーマン（1999）p.76。

21) 子ども時代に宗教的マルトリートメントを受け、それがトラウマとなった宗教的AC当事者は、家族を含めごく身近に存在すると同時に筆者自身の問題でもある。

ず、自らの意思決定ができない、自立能力が削がれて共依存となる、無力感や自己嫌悪感をいだき、自己肯定感や自尊感情は低くなるなどの現象が起きる。そして、その幼少期のトラウマとの闘いは、成人となっても、あるいは生涯にわたって続けられるケースも見られるのである。

最後に、このように過酷な宗教的トラウマからどのように立ち直ることができるのかについて短く触れておく。ハーマンは、当事者自身が「自分の回復の主体」であることを強調し、「回復のための第一原則はその後を生きる者の中に力<sup>パワー</sup>を与えることにある」と述べている<sup>22)</sup>。そこで、トラウマから回復していく当事者以外の周囲にある人々は、「助言をし、支持し、そばにいて、立ち合い、手を添え、助け、温かい感情を向け、ケアすることはできるが、治療するのはその人である」という。このような「有力化」(エンパワメント)というケアする側の基本原則と、ここに描写された姿は、教育に携る者たちに多くの示唆を与えるものとなる。

以上述べてきたように、ACの概念を用いた問題の分析や心的外傷と回復の理論は、宗教的トラウマのPTSDに悩む「宗教2世」の自己理解と家族の間に光を当て、回復の兆しを模索する者たちの一助となると考えられる。

### 3. 「宗教2世」問題を生む要因と背景

ここまで、キリスト教界にみられる「宗教2世」問題についてその実状を分析しながら述べてきた。今もキリスト教信者の親から宗教的なトラウマを受けたと考える人が存在している。本来、子どものウェルビーイングに貢献するはずのキリスト教教育の中に、なぜマルトリートメントと断定できるような教育手法をとる家庭(クリスチャンホーム)があるのだろうか。本章では、日本におけるキリスト教教育・保育を性格づけることになった歴史的、社会的背景、ならびに神学的な要因について二つの側面から考えていく。

#### 3-1 日本におけるキリスト教家庭教育の歴史的、神学的背景

現在、日本でなされているキリスト教家庭教育は、その教育論のルーツをどこにもつのだろうか。日本へのキリスト教宣教が本格的に始められた明治期当初、異教国である日本には、当然クリスチャンホームは存在しなかった。そこで、教会、学校、園、家庭で行われていくあらゆるキリスト教の教育・保育の働きは、明治期以降、主に米国から派遣された宣教師によって形成、指導されたものだといえる。特にキリスト教家庭教育は、宣教の開始と同時になされていった教会で行われる日曜学校教育(教会教育)の影響を強く受けて(それはミッションスクール、キリスト教保育へも展開され)、信者の出現に伴って形成されたクリスチャンホームに準用されたと考えられる<sup>23)</sup>。

その概要をごく簡単にまとめると、草創期の主に女性宣教師が日本に持ち込んだ神学とキリスト教教育のあり方が、日本では特にメソジスト派の教育理解に後押しされて、1900年代から戦前にかけて大きく展開される日曜学校運動—この内容には三大特徴が認められる—となっていく。その流れの中で、日曜学校の教育論は女子教育と初期の信徒教育に浸透し、日本のキリスト教界の教育的風土を徐々に形作ることになる。そして、それが日本人キリスト者の家庭教育に影響を与えたと推察されるのである。

そこで、まず草創期から戦前の日曜学校教育に代表されるキリスト教教育(厳密に言えば、H・ブッシュネルが主張した自由主義神学に基づく宗教教育以前、もしくは以外のキリスト教教育)の三つの特徴を押さえておく。それは、①聖書教授、②キリスト教伝道、③道徳教育の3点を推し進めることであり、初期の日曜学校教育、ひいては日本のキリスト教教育・保育の目的と強調点を明らかにする<sup>24)</sup>。この特徴は、初期から全盛期にいたる日曜学校運動を支えた世界的カリキュラムである国際統一教案(International Uniform Lesson: 以下 IUL)に顕著にみられる<sup>25)</sup>。この IUL が米国で作られ、宣教開

22) ハーマン (1999) pp. 205-206。

23) 日本におけるキリスト教教育論の創始と展開についての論考は、先行研究である小見のぞみ『田村直臣のキリスト教教育論』教文館、2018年に基づく。

24) 小見 (2018) p. 291。

25) 初期のカリキュラムについては、小見のぞみ「戦前の日曜学校カリキュラム」『教会教育の歩み』教文館、2007年を参照。

始当時の日本で宣教師たちによって広められ、教案に付属する聖画と共に各地の日曜学校教育で盛んに用いられていたことは、当時の宣教師たちが考えていたキリスト教教育を理解する上でも重要である。

3つのうち①の特徴は、教育（保育）することを「聖書教授」中心に考える風土をつくっていった。そこでは、教師（大人・親）は教授する側として権威づけられ、子どもは「教えられる」「知らない」存在として、受け身で従順であることを要求され、大人の下位に位置付けられた。併せて、聖書があらゆることの厳然たる規範として取り扱われ、知的に学ばれることが強く推奨されることになった。信者が手に取って読むことができる文書が存在することは、その後のキリスト教、特にプロテスタントキリスト教の教育方法と性格を特徴づけるものといえる。この特徴は、クリスチャンホームにおける親子関係を規定し、家庭での聖書教育の推奨にも繋がったと思われる。

続いて②は、教育を伝道目的の活動、すなわち「回心に向けての教育」と位置づけたことを表している。教育を信者獲得に用いる機運は、全国各地で繰り広げられた「二十世紀大挙伝道」（1901年）によって高められ、その後も継続されたメソジスト教会の「大成運動」によって維持され、日曜学校は「教育の場であることよりも、伝道の手段、宣教を推し進める運動体として重視され」ることになる<sup>26)</sup>。それに伴い、キリスト教教育の関心も、子どもを回心させる（信者にする）こと、すなわち、子どもの「罪からの救い」に向けられていった。教育内容や方法の中に、子どもの「罪」の問題が大きなテーマとして据えられ、「罪を自覚させ、悔改めに導くこと」が救い（福音）であるという神学理解がなされていることは、それ以降のキリスト教家庭教育に大きな影響を及ぼしたと思われる。

最後の③は、キリスト教教育・保育が、道徳教育としての機能を強くもっているという特徴である。当時の日曜学校教育において、子どもたちは、『「神さまに従って悪の道を行かない」、禁欲的で勤勉、従順な『良い子』に育つこと』を求められていた<sup>27)</sup>。これは、キリスト教家庭教育においては「しつけ」としてなされていったと思われ、正直、努力、忠実、

自制、忍耐、克己、奉仕などが「神さまに喜ばれること」として聖書に基づいて徳とされた。こうして、善悪二元論的で、品行方正なキリスト教倫理がつくられ、子どもの生活と行動を方向づける（縛る）ことになったと予想される。

以上のような教育的特徴は、先述した通り、主に米国から派遣された女性宣教師が持ち運んできたものであり、それらは彼女たちを育てた本国のキリスト教家庭教育によって培われ、継承され、日本において実践されたものだと考えられる。米国におけるその源流については、安達寿孝『キリスト教家庭教育の展開—アメリカ・ピューリタン社会の場合』<sup>28)</sup>以上に優れた先行研究は見当たらない。安達はその中で、特にピューリタン、信仰復興運動（J・エドワーズ）、メソジスト（J・ウェスレー）の家庭教育を取り上げ、その教育論と神学について詳述している。それを重複して述べることは避けるが、描かれている17-19世紀初頭の米国のキリスト教家庭教育には、日本の初期の日曜学校教育のルーツとしか言いようがない酷似するものがみられるため、原初となる「初期ピューリタンにおけるキリスト教家庭教育」についての記述を、安達の著書より少しく引用、紹介しておく。

- ・ピューリタンの子ども理解は、カルヴィニズムの影響を強く受け、「人も幼児もすべての者を無差別に一括し、人は罪に満ちた者で、救いの必要性が切迫している」というものである。（p. 46）
- ・「教育の主な業はキリスト教の教理や道徳を教えることによって、子どもの回心への備えをすること」であり、それは親の務めであるが、その実現は「子どもが邪悪と無知のうちに生まれているがゆえに容易ではない」ため、厳しい「教示」と「しつけ」が必要だった。（p. 50）
- ・教示は、「聖書の学び」と「教理（カテキズム）による学習」から構成され、厳格なしつけは、「原罪による墮落の状態から愛する子どもを救うため」との理由から「自然に」行われていた。（p. 54）
- ・両親への子どもの絶対服従を育てるため、「子どもの自立の意志と自己主張とは、徹底的に抑圧され、自制されることにより、無力になるまで弱め

26) 小見（2018）p. 295。

27) 小見（2018）p. 294。

28) 安達寿孝『キリスト教家庭教育の展開—アメリカ・ピューリタン社会の場合』新教出版社、1998年。

られなければならない。さもなくば、子どもは究極的に永久に地獄に落とされるだろう」と考えられた。(p.55)

- ・「子どもが歩き、話し始めると目に見える食事・服装・作法なども日常のしつけの対象となっていた。親に望まれる行動を、子どもは親と活動を共になすことにより学んでいった。礼拝の習慣では、聖日礼拝に家族全員で参加し、主日を厳格に守ることが訓練された。(p.55)
- ・子どもの良心の形成が願われていたが、「その良心は、子どもたちの心の中で、親の願望や意志をより忠実に映す鏡のような、内面化されたルールとなる」と考えられていた。そのような「良心を形成する方法として…罪責 (guilt) と恥 (shame) の両方を心にいだかせること」が用いられた。(p.56)

初期ピューリタンの家庭教育だけでも、このように目を疑うような記述が並ぶが、著作では、これに加えて日本宣教の初期に「福音主義的キリスト教理解」を持ち込んだ「アメリカの信仰大覚醒運動とメソジスト運動」の家庭教育についても詳細が描かれている。それらには共通して、厳格な宗教的「しつけ」、子どもの罪意識の喚起、自己否定と服従の徹底などの文言が随所にみられ、これらが、日本の初期の日曜学校教育、キリスト教教育・保育を経由して、日本のキリスト教家庭教育に多大な影響を与えたと思われる。これらは、明らかに家庭における宗教的児童マルトリートメントに直結する子ども観、教育観であり、宗教的虐待を誘発しやすいキリスト教的論理（神学）と方法論であるといえることができる。

無論、キリスト教家庭教育は、上記にあげたピューリタニズムを基礎とするものだけではない。また、どの時代においても、恐怖を動機とするのではなく、愛を動機とする寛容な教育論は存在してきた。また米国では、この後行き過ぎと感ぜられる教育論に真っ向から対立し、自由主義神学に立つH・ブッシュネルの宗教教育論が発表され（筆者も基本的にその立場をとる）、それ以降のキリスト教教育界を牽引することになるのである。

### 3-2 日本の「家族」の背後にある儒教的環境

前節では、草創から全盛期の日本の日曜学校教育の中に、米国におけるピューリタンの家庭教育や回心主義、メソジストの伝統などが組み入れられていた痕跡を辿ってきた。しかし、それが、愛を説くキリスト教教育において、ブッシュネルの宗教教育論の台頭を経ても、また戦後、キリスト教界と日本社会に再び米国経由で、今度は民主主義が持ち込まれても、なぜなお根強く残り、メインラインチャーチにおいても家庭での宗教的マルトリートメントが行われているのだろうか。

筆者はこれまで、主に子どもの人権とその擁護を特色とするキリスト教教育を研究の関心として、日本にはその実践を阻む独特の社会的環境（コンテキスト）があると考えてきた<sup>29)</sup>。たとえば日本で「教育」する場合、その「教育」は、即「教授中心の教育」となり、教育自体が教師の優位性、ひいては子どもに対する大人（親）の権威を絶大なものにする機能を果すことにつながっていく。教育を受けるとは、「先生」との師弟関係＝上下関係のなかで一方的に上から伝えられる知識を蓄積することに他ならない。日本では、なぜこんなに「先生」や「先輩」、「親」といった「偉い人」がいるのだろうか（＝なぜ社会や家庭の中に上下関係が歴然とあるのだろうか）。また、キリスト教家庭教育の舞台となる日本の家族は、なぜそこにいる小さいひとり（個人）を尊重するより、世間体（＝滅私奉公を強いる社会）や親（大人、上位者）の面子のほうを重要視するのだろうか。

これらの疑問を問う度に、そこに浮かび上がってくるのは、天皇家を象徴とする父権支配の封建的家族主義を支えている、日本社会に浸透する儒教の影響である。儒教は、祖先崇拜や父権制（家の当主は父から長男に継承される）によって、日本の「家」に上下関係や男尊女卑の文化・習慣を植え付けたと考えられる。また、親を敬う「孝」の強調や<sup>30)</sup>、孟子が説いた五倫（道徳・人間関係の基本）の中でも「長幼の序」（年齢による序列関係）と父性、母性の役割を固定する「夫婦の別」は、日本の家族における親子、夫婦の立場と関係を固定化し、家庭内の教育のあり方を規定する暗黙の力となっている。これ

29) 「子どもの権利」の日本初の提唱者である田村直臣研究、小見（2018）の他、小見のぞみ『非暴力の教育』日本キリスト教団出版局、2023年においても主に第6講で取り上げている。

30) 加地伸行は、儒教の倫理の中でも、現代社会に存在しない君臣間の〈忠〉に対して、「親子の間の〈孝〉は、家族が存在する以上、現代においても道徳として生きている」と述べている。加地伸行『儒教とは何か〈増補版〉』中公新書、2015年。

によれば、子どもは年齢が若い（若輩である）というだけで、家庭内では親を敬うべき最も下の者となり、マルトリートメントや虐待、差別を一方的に受ける側に置かれる危険が高くなる<sup>31)</sup>。

中田考は、また、「宗教2世」問題を理解するためには、儒教が「決定的に重要」とし、「日本史上最大のカルトは儒教（崎問学派）をベースとする国学の王政復興運動だった」と述べ、「儒学の強い影響は明治維新後にも及んで」と指摘している<sup>32)</sup>。このように、「宗教2世」問題の深刻さや宗教的児童マルトリートメントが発生している現実と、儒教に対する日本社会の親和性の高さには、なんらかの関連があると思われる。

そこで、原真和が、聖和短期大学キリスト教教育・保育研究センター第29回研究会<sup>33)</sup>において述べたように、ごく身近にありながら、よく知らない儒教を知ることが今、宗教教育を考える上で重要なのである。儒教は、孔子（BC551-479）を起源とする中国の哲学的、宗教的、文化的伝統であり、東アジアに漢字と共に広まったが、宗教施設が少なく専門職の制度がないため、原によれば、「自分がどれほど儒教の影響下にあるかを認識する機会が少ない」。つまり、「儒教は見えにくい」のである。その教えは、慣習となり、人間関係におけるいわば不文律として日本の家族を取り巻いている。その認識に立ちながら、家庭における宗教教育のあり方を吟味していく必要があると思われる<sup>34)</sup>。

#### 4. 展望と課題

「宗教2世」問題を踏まえ、最後に、キリスト教家庭教育は今後、どのようなものとして実践されるべきかについて、いくつかの方向性を短く記したい（詳細は、注に記した資料と拙著該当部分<sup>35)</sup>を参

照）。

1) あらゆる教育的営みの基本に、小さい者にこそ価値をおくイエスの子ども理解をおき、幼い者、若い人を自身の相互的・対話的教育の対等な相手として尊重すること。最も小さい者に仕え、互いに愛し合うところにイエスが示した福音の姿、キリスト教教育の根本理念がある。

2) 特に乳幼児期のキリスト教家庭教育においては、自由主義神学とブッシュネルの養育論を理解し、その実践を目指すこと。幼少期にはとりわけ、指示的・操作的・支配的な教育ではなく、肯定的・受容的でケアを中心とする養育（保育）が求められている。育ちの主人公はあくまでも子どもであり、親（大人）は養育者にすぎない。子どもの尊厳や人権を守るものでなければ、それはキリスト教教育と呼ぶことはできないのである。しかし、このような養育は、親の信仰と生き方に依るため（その重責に応えられる親などいないため）、幼児洗礼を視野にいれつつ、教会の配慮と助けが必要とされる。

3) 幼児期後半から思春期にかけてのキリスト教家庭教育には、J・H・ウェスターホフがあげた「子どもと共に歩く具体的な5つの方法」が指針となる<sup>36)</sup>。その5つとは、①聖書物語を繰り返して一緒に読む、②信仰と生活を祝う、③一緒に祈る、④よく聴き合い、話し合う⑤奉仕と証の行為を一緒に行う、である。簡単なように見えるが、家庭における子どもとの対等なあり方が求められており、それぞれの項目の解説は示唆に富む。いずれも信仰共同体（教会）との繋がりを離れてはなしえない協働的な営みであるため、家庭を支える教会のあり方が問われてくる。

また、この時期は、一筋縄ではいかない子どもの成長の過渡期となるため、斎藤学が提唱する、子ど

31) 小見（2023）pp.98-103、参照。

32) 中田はまた、今日見られる極右の主張は「通俗化した儒教の道徳の焼き直し」であり、「共産党や新左翼運動もその系譜を引いている」ほか、「儒教を大衆化した石門心学などは今日の啓発セミナーの走りと言え」と、儒教のカルト性を述べている。中田考「普遍的問題としての宗教2世問題」、横道（2023）、p.214。

33) 聖和短期大学キリスト教教育・保育研究センター第29回研究会（2018年2月14日開催）発表者：原真和、テーマ：「女性の人権と宗教教育—わたしたちができること—」。本文中の引用は当日資料。

34) 原は、同発表で「神道」についても触れ、Delmer Brownが*The Cambridge History of Japan, Vol. 1*に記した神道思想の3つのパラダイム 1. vitalism（生命主義、現実主義。共同体の繁栄を重視する思想で、権力批判につながりにくい）、2. priestism（祭司主義、天皇崇敬、儀礼の重視）3. particularism（普遍の否定。多元主義と融和的に見えるが、このような神道思想の反普遍主義的傾向は深刻な問題となる）について述べたが、宗教としての神道を理解することは、日本の家庭における宗教教育を考える上で重要である。

35) 小見（2023）参照。1)は第2講、2)は3講、3)は4講、5)は7講が対応。

36) J. H. ウェスターホフ『親と子の信仰生活』茂純子、西尾操訳 日本基督教団出版局、1993年はこの時期の親のよきガイドである。

もが15歳を迎えたとき「親業」を終えるという考え方、すなわち親は期限付きの仕事であると考えてみることは、親の役割を客観視する助けとなるかもしれない<sup>37)</sup>。

4) 宗教教育に対する躊躇を越えていくために、F・シュヴァイツァーが提起する「宗教を学ぶ子どもの権利」に注目し、子どもを主体として認める自由な宗教教育を積極的に実践すること<sup>38)</sup>。不適切な教育を恐れ、宗教教育を避けるのではなく、今日ほど、子どもたちが宗教の学びを必要としている時代はないことを理解し、宗教教育を社会的責任として捉えなおし、推し進めていくことが求められている<sup>39)</sup>。

5) キリスト教家庭教育こそ非暴力・非支配でなされなければならないこと。キリスト教教育の歴史は、3-1に述べたように、暴力的で、「宗教2世」問題を生み出す加害側の論理と神学をもっている。そのことから目を背けず、教育と教育者のもつ「力」について考え続けなければならない。

発達途上の子どもの肯定的な自己感覚はケアをしてくれる人が権力をおだやかに使ってくれるから生まれるのである。親が子どもよりもはるかに強力であるのに子どもの個人性と尊厳性とを尊重する姿勢を示してくれるからこそ、子どもは価値を与えられ尊敬されていると思い、自己評価が発達する<sup>40)</sup>。(傍点筆者)

「権力をおだやかに使ってくれる」親（大人・保育者・教師）となることが求められている。しかしそれは、「くれる」という言葉が示すように、力をもつ側が意識と理解をもってはじめて可能となる。子どもの尊厳と人権を尊重するキリスト教家庭教育（宗教教育）を実現する社会的環境（場）の醸成、ならびに親を育てる成人教育がキリスト教教育の今日的課題なのである。

本章に述べてきたような子どもの自由と尊厳を奪わない「もう一つの」キリスト教教育がある。そのことは、長い歴史を超えて連綿と、それに育てられてきた当事者である「宗教2世」たちが証明している。このような非暴力のキリスト教教育の実践によって、積極的にキリスト教「宗教2世」を育てていくことが、今、求められている。

〈主要参考文献〉

安達寿孝 1998 『キリスト教家庭教育の展開—アメリカ・ピューリタン社会の場合』新教出版社  
 猪瀬優理 2011 『信仰はどのように継承されるか—創価学会にみる次世代育成』北海道大学出版会  
 ウェスターホフ, J. H. 著 茂純子・西尾操訳 1993 『親と子の信仰生活』日本キリスト教団出版局  
 荻上チキ編 2022 『宗教2世』太田出版  
 小見のぞみ 2007 「戦前の日曜学校カリキュラム」『教会教育の歩み』教文館  
 ————— 2018 『田村直臣のキリスト教教育論』教文館  
 ————— 2023 『非暴力の教育』日本キリスト教団出版局  
 斎藤学 1996 『アグルト・チルドレンと家族』学陽書房  
 『「家族」という名の孤独』講談社  
 シュヴァイツァー, F. 2008 『子どもとの宗教対話—子どもの権利の視点から』教文館  
 塚田徳高 2022 「小説・映画『星の子』が描く宗教・家族・学校」『上越教育大学研究紀要』41-2  
 ハッサン, S. 著 中村周而・山本ゆかり訳 2007 『マインド・コントロールからの救出』教文館  
 ハーマン, J. L. 著 中井久夫訳 1999 『心的外傷と回復（増補版）』みすず書房  
 横道誠編 2023 『みんなの宗教2世問題』晶文社 所収  
 島蘭進 「宗教2世問題の歴史的宗教文化的展望」  
 中田考 「普遍の問題としての宗教2世問題」  
 横道誠 「宗教2世・海外での最新研究状況」

37) 斎藤学 『「家族」という名の孤独』講談社、年、pp.113-115。  
 38) F・シュヴァイツァー 『子どもとの宗教対話—子どもの権利の視点から』教文館、2008年。本書が著されたドイツと日本では宗教的環境は大きく異なるが、現代社会における宗教の意義、特に子どもや若い人たちが宗教的問いを探究する必要性は日本においても変わらない。本稿の関心との関わりでは pp.135-136参照。  
 39) 参考：宗教教育研究会編『宗教を考える教育』教文館、2010年、第四章、第七章。  
 40) ハーマン (1999) p.77。